### 近代における被差別民の社会的な地位

-日本とヨーロッパの簡略比較-

### ルチエ・モルンシュタイノヴァー\*

#### 1. はじめに

被差別の問題は今でも世界中で話題になっている。といっても、被差別民を作ったり、ある社会的なグループを劣位させたりすることは、ヨーロッパでもアジアでも現代に現れた傾向ではない。被差別はおそらく、各地方で色々な形で昔から「内」と「外」を区別する、又はあるグループの同一性を高める手段の一つであった。

被差別の由来を把握して、他の文化圏のものと比較することは、被差別に立ち向かう手段の一つだと考える。本論文では日本とヨーロッパの近代の被差別民について論じるが、このような研究はヨーロッパでもまだそれほど進展していないため、本論文ではヨーロッパの中でも主にドイツに焦点を当てる。被差別民のうち、日本のケガレ観念と繋がりのある人とドイツの「誇りのない人」unehrliche Leuteについて論じる。一方でケガレ観念との繋がりが現在でも不明確な存在、例えば身体障碍者、アソビメ、商人、ユダヤ人やジプシー民族などについては本論文で詳しく述べない。

本論文ではまず、日本史におけるケガレ観念の 社会的役割について短く説明してから、近代ドイ ツと日本の被差別民の役割の比較に移る。それか ら、まず職業的な側面、次に社会構造的な側面、 そして宗教的、思想的な側面から短く比較する。 最後に、各情報をまとめるものとする。

### 2. 先行研究

日本のケガレ観念やその社会的な役割につい て詳しく論じた研究は宮田登『ケガレの民俗 誌』(人文書院、1996年) や網野善彦『Rethinking Japanese History I (Center for Japanese Studies, University of Michigan Ann Arbor、2012年)がある。 また朝尾直弘編『身分と格式、日本の近世第七 編』(中央公論社、1992年) も非常に有用な研究 であり、能本大学の西田光一がイギリス人の人類 学科Mary Douglas のケガレ分析を使った「記紀 におけるケガレ観念の構造と両義性」(先端倫理 研究:熊本大学倫理学研究室紀要 3,2008年03月) も先行研究として新たな知見をもたらす。世界の 学者の中でケガレ観念について論じるのは例え ばHerman Ooms 『Tokugawa Village Practice: Class, Status, Power, Law University of California Press, 1996年)、David Howell 『Geographies of Identity in Nineteenth-Century Japan J (University of California Press、2005年) や山梨大学のGerald Groemer [The Creation of the Edo Outcaste Order J (Journal of Japanese Studies, Vol. 27, No. 2、2001年夏) である。 近代ドイツの被差別民についての詳しい研究 としては Kathy Stuart 『Defiled trades and social outcasts: honor and ritual pollution in early modern Germany』(Cambridge University Press、1999年) が挙げられる。いうまでもなく、被差別の問題は 多様な視点(社会学的、心理学的、政治学的など) から研究されている。

<sup>\*</sup>カレル大学院生

### 3. 日本史におけるケガレ観念の社会的役割

日本史の中でケガレ観念は普遍的なものではなく、時が経つに連れて変わる民族宗教の一つのアスペクトだったと思われる。日本列島の民族宗教は長い歴史の中で意識的にも無意識的にも様々なものから影響を受け、ケガレ観念の形を形成させつつ変化させ続けた。そのため7世紀以前のケガレ観念は消極的な側面も積極的な側面もあった¹(例えばケガレ観念の積極的な側面は自然循環と繋がっている。それに日本神話によるとイザナギが黄泉国から戻ってきて、ミソギを行い、黄泉の国に起源したケガレから新しい神が誕生する。)が、数百年後にはこの積極的なアスペクトは殆ど消えたのだ。

#### 3.1. 奈良時代におけるケガレ観念

奈良時代になると天皇の死没のみならず、仏教の影響で動物の死や猟師やそれらとの接触もケガレの根源となった<sup>2</sup>。一方で身体障碍者と貧しい人は差別に合わず、それぞれの家族か悲田院という施設がこの人々の世話をした<sup>3</sup>。なお、701年の大宝律令に五色の賤(公奴婢、官戸、私奴婢、家人、陵戸)という賤民の区別があったが、これについて中世と近世の被差別民との繋がりがあるかどうかの証拠がまだない<sup>4</sup>。

### 3.2. 平安時代におけるケガレ観念の社会的役割

平安時代に移るとケガレ観念の社会的な役割が変化し宮中における政治的な折衝に直接影響を与えるようになった。当時のケガレ観念は伝染病のように移り、そのことは三転と呼ばれていた。たとえば死体に触れた人は伝染力を持つようになり、他の人にケガレを移すと思われていた。ケガレに出会った人は決められた期間、家にこもらなければならず、宮中における行事を延長する手段の一つにもなり、政治的な側面をも持ち合わせた。簡単に言えば宮城内に人や動物の死体が見つかっ

たら、お祓いという儀式が終わるまで全ての折衝が中止されたのだ<sup>6</sup>。

## 3.3. 鎌倉と室町時代におけるケガレ観念の社会的役割

平安時代と違って鎌倉と室町時代には社会的な事情が大きく変わり、ケガレの重要性がやや下がった。その理由として、まず、当時の武士は公家と異なる価値観を持つようになったことが挙げられる。また、争いのため革製品や武具などが必要になり、その需要が増え、武具を作る人が重要な人材になった<sup>7</sup>こと、室町時代の新しい仏教の宗派の影響でそれ以前にケガレと繋がっていたものがその繋がりを失った<sup>8</sup>ことが挙げられる。

## 3.4. 安土桃山時代と江戸時代初期におけるケガレ観念の社会的役割

安土桃山時代や江戸時代の始まりになるとケガレ観念の社会的な重要性が殆ど消えていたが、完全に忘れられてはいなかった。そのため、国を治める時には、主に豊臣秀吉がその観念を国を非武装化するための一つの手段として使った。士農工商の社会的な構造を用いて皮、又は死体を処理する人をその下の社会的な地位に位置付けた。なお、豊臣秀吉の1588年の刀狩と海賊の取り締まり令や検地は人々を非武装化させ同時に人の移動を限定した<sup>9</sup>。更に、江戸開幕前の争いが終わった際には失業者の数が爆発的に増加し、この人々はほとんど江戸町や他の城下町を構築する労働力となった。町が完成したあとはこの人々の存在自体が社会的な問題になり、結局ヒニン頭の管理下に置かれた<sup>10</sup>。

## 4. 近代ドイツと日本の簡略的な比較(一職業的な側面─)

では、近代ドイツと日本の簡略的な比較に移ろう。まずは職業的な側面から分析するのだが、両

国の近代被差別民の役割は同じく死体の処理、死刑執行と拷問だったが、相違点もあった。例えばドイツの死刑執行人は近代より前には娼婦の管理もしていて、その上、公衆便所の掃除もドイツの死刑執行人の役割の一つであった<sup>11</sup>。ドイツと違って日本のエタ・ヒニン階級の役割は牢獄と施薬院<sup>12</sup>の管理や江戸時代末期には浪人の逮捕役も含まれた。

## 5. 近代ドイツと日本の簡略的な比較(一社会構造的な側面一)

社会的な構造の側面から見ると、両国の地位の 低いグループは結婚相手、居住地、職場、外見が 規定されており、許可されたところでしか働くこ とができなったのである。結婚13に関しては実は 両国ともまれに身分の低い人と身分の高い人の間 で結婚に至ることがあった。しかし、町の行政に 見つかるとスキャンダルになり、関わった人の家 族は社会的に処分された14。自分の家の名誉を高 めることや、お金の問題を解決する手段として日 本では養子縁組がごく普通のことだったが、一方 で近代ドイツではとても珍しいことだったのだ。 ドイツと違って、日本では伝統的に身分の低いグ ループに階層的な構造があり、近代ではエタの団 体の頭は世襲的に浅草の弾左衛門という人であっ た。ヒニンの団体のリーダーは1721年以前は車善 七だった。1721年までに弾左衛門と車善七の間 にはさまざまな争いがあり、二人は相手のグルー プを自分の支配下に置こうとしていたが、1721 年に浅草の弾左衛門が勝ちその後、車善七は彼の 部下となった<sup>15</sup>。しかし、弾左衛門はヒニンだけ でなく他の団体も治めようとした。弾左衛門のこ のような要求は行政に承認された時もあったが、 拒否された時もあった。その中一番よく知られて いる事件は1708年の勝扇子一件であった。当時の 弾左衛門は歌舞伎の役者を治めようとした。町奉 行に拒否されたが、このような事件が江戸時代に

渡って次々と起こった<sup>16</sup>。そのため、江戸時代の 低い地位のグループと貧しい庶民の間には社会的 な移動が明らかに存在したといえる。

社会構造的な側面から比較すると、近代のドイツにおいて、この日本の被差別民と同じような立場と思われるのは、死刑執行人とその家族、肉屋、近代野犬捕獲員である。数だけで見れば、ドイツの町には数十人しかおらず、日本と違って自分の階層的な構造がなく、むしろ死刑執行人などが直接に行政により支配されていた<sup>17</sup>。

# 6. 近代ドイツと日本の簡略的な比較 (一宗教的な側面─)

では、社会的な側面から分析すると宗教的、哲学的な視点から最も異なる点が二つあると思われる。一つ目は血液のイメージである。近代日本には伝統的に血はケガレと結び付けられ、平安時代から恐れられていた。一方でキリスト教の伝統では血のイメージはそれほどネガティブなものではなかった。なぜなら、カトリック教会のミサではなかった。なぜなら、カトリック教会のミサではなかった。なぜなら、カトリック教会のミサではなかった。なぜなら、カトリック教会のミサではなかった。なぜなら、カトリック教会のミサではなかった。なぜなら、カトリック教会のミサではなかった。なぜなら、と「御血」(おんち)と呼ばれるワインを飲むか、聖体をワインに浸して食べるかのどちらかの形で行われている18。プロテスタント教では司祭のみならず信者もこの儀式を行う。

二つ目の重要な相違点は原罪の有無である。原 罪はアダムとイヴから受け継がれた罪のことだ。 そして、キリスト教によると人は生まれた時から 原罪を持っている。一方で日本の近代の宗教を見 ると原罪に近い観念がない。その逆に、朱子学で は簡単に言えば、人間は生まれた時、一番清らか である。と言っても、江戸時代の思想家荻生徂徠 によると日本の近代の被差別民は神国の人でなく 古代の中国又は韓国や蝦夷からの移民だと考えら れている<sup>19</sup>。そして、この考え方は社会全体(被 差別民を含めて)に共有されたのだ。と言っても、江戸時代にも反対の意見はあった。例えば熊沢蕃山が当時の仏教を批判した時、近代被差別民の社会的な立場も批判した<sup>20</sup>。その上、両国の近代の伝統で被差別民の死後の立場もかなり異なっていた。ドイツでは「ユダヤ人もギリシヤ人もなく、奴隷も自由人もなく、男子も女子もありません。なぜなら、あなたがたはみな、キリスト・イエスにあって、一つだからです<sup>21</sup>」とされ、それは被差別民も含まれた<sup>22</sup>。なお、日本では被差別民は主に浄土真宗の信者であり、18世紀から被差別民の戒名に「皮」などの被差別語を付けることがごく普通のことになった<sup>23</sup>。

### 7. まとめ

最後に今まで述べてきたことをまとめたい。言 うまでもなく、日本とドイツの被差別民とその生 活の事情などは大きく違っていたが、共通点もい くつか見られる。例えば、行政による管理や外見 などの規定の存在は明らかに形が違っても同じも ので、一般人がすぐに相手の社会的な地位を見分 け、ふさわしい行動をとる手段であった。両国で は公的なところで身分の低い人と会話することは 少なくとも恥ずかしい過ちとされていた。一方で、 このような共通点があるが、両国の被差別思考の 由来は異なっている。二十世紀までに十八世紀の エタ・ヒニン階級の一員は当時の日本人ではなく、 古代の韓国又は中国などから来た人間の子孫とい う誤った定義もあり、それを訂正する意見が非常 に少なかった。そのため彼らの本質は、日本人と 違ってケガレタものとして解釈されてきた<sup>24</sup>。言 うまでもなく、この考え方が明治維新の後もいろ いろな社会的な問題の原因になった。次の相違点 は血の伝統的なイメージである。日本と違ってド イツなどヨーロッパでは血は日本のように強くケ ガレと結びついていなかった。それよりポジティ ブなイメージがあった。ヨーロッパの文化圏に

「血」を使うことわざもいろいろある。たとえば チェコの「血はワインより濃い」。意味は親子は 同じ血を共有するので、親も子供も同じ風に振る 舞うことを言うことわざである。

被差別民の死後の立場も違う。ドイツではほかの庶民と平等に扱われる(たとえばキリスト教では自殺が禁じられているため、自殺者のお墓を一般の墓地に作ることはできなかったが、被差別民はそのような差別を受けなかった)が、日本では死後も戒名に被差別語を付けることが18世紀から普通のこととなっていた。

#### 注

- 1 西田, 晃一、記紀におけるケガレ観念の構造と両 義件、p.36
- 2 Nagahara Keiji, *The Medieval Origins of the Eta-Hinin*, p. 388.
- 3 Amino Yoshihiko, *Rethinking Japanese history*, p. 173
- 4 Amino Yoshihiko, *Rethinking Japanese history*, pp. 158 159.
- 5 Abe Chikara, p.5: Monma Sachio, Sabetsu to Kegare no Sūkyōkenkyū, Tokyo, 1977, p. 193.
- 6 Nagahara Keiji. The Medieval Origins of the Eta-Hinin, p. 387.
- 7 Nagahara Keiji, *The Medieval Origins of the Eta-Hinin*, pp. 400 401.
- 8 例えば女性。
- 9 De Bary W. T. et al., Sources of Japanese Tradition pp. 459 460.
- 10 Groemer Gerald, *The Creation of the Edo Outcaste Order*, p. 266.
- 11 Kathy Stuart. Defiled trades and social outcasts.p 27.
- 12 江戸時代の始まりに改めて設定された施設。
- 13 Kathy Stuart. Defiled trades and social outcasts.p. 49.
- 14 Ooms Herman, Tokugawa Village Practice, p. 277.
- 15 Groemer Gerald, *The Creation of the Edo Outcaste Order*, p. 278.
- 16 朝尾直弘 (編集) 身分と格式 p. 150; Groemer Gerald, The Creation of the Edo Outcaste Order, p. 277.
- 17 Kathy Stuart. Defiled trades and social outcasts.p. 27.
- 18 https://www.remnant80153christ.com/%E5%BE%A1% E8%A8%80%E8%91%89%E3%81%8B%E3%8 2%89%E6%95%99%E3%81%88%E3%82%89 %E3%82%8C%E3%81%9F%E3%81%93%E3%

- 81%A8/%E3%82%AC%E3%83%A9%E3%83% 86%E3%83%A4%E6%9B%B8/%E3%82%AC%E3%83 %A9%E3%83%86%E3%83%A4-3%E7%AB%A0/(1. 1. 2017)
- 19 Ooms Herman, Tokugawa Village Practice, p. 301.
- 20 Ooms Herman, Tokugawa Village Practice, p. 300.
- 21 聖書 (ガラテヤ3章28)
- 22 Kathy Stuart. Defiled trades and social outcasts. p.64.
- 23 Hane Mikiso, Peasants, Rebels, Women, and Outcastes, p. 149.
- 24 Ooms Herman, Tokugawa Village Practice, p. 305.

### 参考文献

- 『Rethinking Japanese history』 AMINO, Yoshihiko. CHRISTY, Alan S. and TOMOMURA, Hitomi. Center for Japanese Studies, University of Michigan Ann Arbor, Mich 2012年. ISBN 978-1-929280-71-1
- Tokugawa Village Practice: Class, Status, Power, Law JOOMS, Herman. Berkeley: University of California Press, 1996年. ISBN 978-052
- 『Impurity and Death: A Japanese Perspective』ABE, Chikara. Universal-Publishers, 2003年. ISBN 15-8112-1954
- 4. 『 Defiled trades and social outcasts: honor and ritual pollution in early modern Germany』 STUART, Kathy. Cambridge studies in early modern history. Cambridge University Press, 1999年.
- 5. 「The Creation of the Edo Outcaste Order」 GROEMER, Gerald. Journal of Japanese Studies 27.2 (2001年): pp. 263-93.
- 6. 「The Buddhist Mythmaking of Defilement: Sacred Courtesans in Medieval Japan」MARRA, Michele. The Journal of Asian Studies Vol. 52, No. 1 (Feb., 1993年), pp. 49-65.
- 7. 「記紀におけるケガレ観念の構造と両義性」西田, 晃一、先端倫理研究: 熊本大学倫理学研究室紀要 3, pp. 24-41, 2008年-03月
- 8. 「Shaping the Process of Unification: Technological Progress in Sixteenth- and Seventeenth-Century Japan」 NAGAHARA, Keiji, a YAMAMURA Kozo. Journal of Japanese Studies 14.1 (1988年): pp. 77-109.
- 9. 『Sources of Japanese Tradition. Vol 1. 2nd ed.』
  DE, BARY W. T, Yoshiko K. DYKSTRA, William
  M. BODIFORD, J S. A. ELISONAS, a Philip B.
  YAMPOLSKY, Introduction to Asian civilizations. New
  York: Columbia University Press, 2005年. ISBN 978-0-231-12138-5

- 10. 『日本の近世(第7巻)身分と格式』朝尾 直弘(編集)、中央公論社、1992年
- 11. 『Peasants, Rebels, Women, and Outcastes: The Underside of Modern Japan. 2nd ed.』HANE, Mikiso. Lanham, Md.: Rowman & Littlefield, 2003年. ISBN 978-0-7425-2525-2
- 12. https://www.remnant80153christ.com/%E5%BE%A1%E8%A8%80%E8%91%89%E3%81%8B%E3%82%89%E6%95%99%E3%81%88%E3%82%89%E3%82%8C%E3%81%9F%E3%81%93%E3%81%A8/%E3%82%AC%E3%83%A9%E3%83%A4%E6%9B%B8/%E3%82%AC%E3%83%A4%E6%9B%B8/%E3%82%AC%E3%83%A9%E3%83%A4%E6%9B%B8/%E3%82%AC%E3%83%A9%E3%83%A4-3%E7%AB%A0/(1. 1. 2017)